

米国・中国知的財産権訴訟判例解説 (第17回)

認証技術特許における保護適格性判断 ~ Alice判断ステップ2はどのように適用されるか~

COSMOKEY SOLUTIONS GMBH & CO. KG, Plaintiff-Appellant

v.

DUO SECURITY LLC, FKA DUO SECURITY, INC., Defendant-Appellee

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

保護適格性に関し、米国特許法第101条は以下の通り規定している。

「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物、又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる。」

最高裁判所は、Alice事件¹において米国特許法第101条に関し、2段階のテストを確立した。まず、ステップ1として抽象的なアイデア等、問題となっているクレームが保護適格性のないアイデアを対象としているか否かを判断する。その場合、ステップ2に進み、各クレームの要素を個別に、順序付けられた組み合わせとして検討し、追加の要素がクレームの性質を保護適格性ある出願に変換するか否かを判断する。

本事件では認証技術に関する保護適格性について、ステップ2の適用が争点となり、CAFC は、保護適格性なしとした地方裁判所の判決を取り消した。

2. 背景

(1) 特許の内容

CosmoKey Solutions社は、認証方法と称する米国特許法第9,246,903号(以下、903特許という)を所有している。903特許は、2012年10月30日にUSPTOに出願され、2016年1月26日に登録された。

903特許は、複雑さが低く、セキュリティが高い認証方法を提供することを目的としている。 要約では、ユーザのモバイルデバイスで認証機能をアクティブ化することを含め、端末でトラン

¹ Alice Corp. v. CLS Bank Int' l, 573 U.S. 208, 217 (2014)